

児童扶養手当支給額の算定誤りについて

堺市では、国制度に基づき児童扶養手当の支給事務を行っておりますが、児童扶養手当支給額の算定において、所得から控除する額に誤りがあり、一部の受給者に関して所得額を多く計算していたため、令和3年11月分[※]～令和4年6月分の児童扶養手当の支給額を少なく算定していた方がいることが判明しました。

対象となる市民の皆様にご迷惑をおかけすることを深くお詫び申し上げます。今後、このような事態が発生しないよう、再発防止を徹底します。

※児童扶養手当は、毎年11月1日から翌年の10月31日までを支給年度として、支給年度単位の所得等で手当の額を決定。原則として奇数月（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に、それぞれの前月分までの手当を支給。（例）令和4年7月には令和4年5・6月分の手当を支給

1 発覚経緯

- ・令和4年8月4日（木）10時頃に、区役所から所得額計算上の所得控除額について「令和4年度分については自動で10万円控除額が入力されるようになっているが、令和3年度分を確認したら10万円控除が抜けている」との問い合わせがありました。これを受けて、子ども家庭課で確認したところ、令和3年度分について所得から控除すべき額を一部入力できていない可能性があることが8月8日（月）に判明しました。
- ・8月9日（火）から、非課税年金が所得として入力されているが控除額が0円となっている方や税データをもとにシステムが算定した控除額と実際のシステムに入力されている控除額が異なる方のリスト（384件）を作成し、点検したところ、8月10日（水）に支給額の算定誤りが少なくとも4件あることが判明しました。
- ・その後の調査で、8月16日（火）に支給額の算定誤りが追加で1件あることが判明しました。これを受けて、再度の点検を行い、8月18日（木）に、支給額誤りが5件、支給額の算定に影響はないが所得額が誤っているものが125件であることが判明しました。

2 支給額の算定誤りがあった受給者数・額等

支給額の算定誤り	5件
支給額の算定に影響はないが所得控除漏れにより所得額が変更となるもの	125件
支給額の差額の合計	71,770円
支給額の差額（最大）	23,010円
支給額の差額（最小）	4,960円

3 原因

- ・平成 30 年度の税制改正で、令和 2 年分以降の給与所得控除及び公的年金等控除が 10 万円減額され、その代わりに基礎控除が 10 万円増額されましたが、児童扶養手当の所得額算定に当たっては基礎控除を考慮にいれないため、令和 3 年 11 月以降、基礎控除の増額分の 10 万円を追加で控除するように制度変更がされました。
- ・また、非課税の公的年金等についても、課税の公的年金等と同様に、公的年金等控除に加えて更に 10 万円を控除することとされました。
- ・非課税の公的年金等の収入については税部門から提供される所得等のデータとの連携ができないことから、10 万円の控除を職員が個別にシステムに入力したうえで所得額及び児童扶養手当支給額を算定する必要がありましたが、当課が個別入力が必要であることを、算定の手続きを行う各区役所に伝えることができていませんでした。
- ・そのため、控除漏れによる所得額の誤りが生じ、児童扶養手当の額を誤って算定したまま支給を行ったものです。

4 今後の対応

- ・令和 3 年 11 月分～令和 4 年 6 月分の支給額の算定に誤りがあった方に対しては、速やかに差額を支給します。
- ・令和 4 年 7 月分以降の支給額の算定は適切に行ったうえで、正しい額を支給します。

5 再発防止策

- ・非課税の公的年金等がある方の手当額を算定する場合は、個別に控除額の入力が必要であることを区役所に周知徹底します。
- ・制度改正があった際、担当者だけでなく、係及び課で組織的に確認を行います。
- ・支給月ごとに、非課税年金が所得として入力されているが控除額が 0 円となっている方等のリストを作成し、控除漏れがないかのチェックを行います。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 電 話：072-228-7331 ファックス：072-228-8341
----------------------------	--